

経済文教常任委員会記録

令和6年12月16日（月）於 防災会議室

開会 午前10時00分

散会 午前10時25分

○出席委員（6名）

4番 三浦 行 委員 6番 工藤 賢生 委員 8番 樋川 篤子 委員
14番 畑山 聡 委員 21番 蒔苗 博英 委員 23番 石岡 千鶴子 委員

○出席理事者（5名）

観光部長 神 雅 昭 観光課長 早坂 謙 丞
教育部長 成田 正彦 生涯学習課長 原 直 美
教育総務課長 高谷 由美子

○出席事務局職員（2名）

次長補佐 高屋 憲 書記 田村 宣 樹

【午前10時00分 開会】

○委員長（石岡千鶴子委員） これより、経済文教常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本定例会において、経済文教常任委員会に付託されました案件は議案3件であります。

なお、念のため質疑方法について申し上げます。議会運営申し合わせ事項により、質疑方法は一括方式とし、質疑回数は1議案につき3回までとなっておりますので御協力をお願いいたします。

議案第102号 指定管理者の指定について（岩木山桜林公園）

○委員長（石岡千鶴子委員） まず、議案第102号指定管理者の指定についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。観光部長。

○観光部長（神 雅昭） 議案第102号は、岩木山桜林公園の指定管理者として、一般財団法人岩木振興公社を指定しようとするものであります。

本施設は、憩いと安らぎ、また野外活動の場を提供し、青少年の健全な心身の育成及び地域住民の福祉向上を図るため設置された施設であります。本施設並びに国民宿舎いわき荘などを拠点に、市の政策推進や岩木地区のにぎわい創出に向けて、市と指定管理者が密接かつ柔軟な連携を図りながら施設の管理運営を行うことが求められることから、非公募とし、これまでと同様に指定管理者として一般財団法人岩木振興公社を指定しようとするものであります。

小委員会での評価に当たり、委員からは、「申請者が管理する他施設や地域団体と連携したプログラムを構築・提供するとともに、ホームページやパンフレット等の各種媒体を活用した広報活動を展開している」「利用者視点でのサービス提供を行うため、利用者へのアンケート調査を積極的に実施し、常にニーズを把握するなど、その意欲や姿勢は評価できる」等が挙げられました。

当該団体の従前の管理実績などを審査した結果、各委員の評価において「劣」以下の評価がなく、100点満点換算点は79.2点であったことから、指定管理者候補者として選定したものであります。

なお、指定の期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間であります。

以上で、議案の概要説明を終わります。

○委員長（石岡千鶴子委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○4番（三浦 行委員） 桜林公園には桜の木を植樹したと聞きました。この桜の木の管理が順調かお伺いします。

次に、この公園は、キャンプや、コテージもあり、食事つきの宿泊もできると聞きました。指定管理者の岩木振興公社の業績と評価についてお伺いします。

○観光課長（早坂謙丞） まず、桜の樹木の管理ですけれども、岩木山桜林公園には約1,000本の桜が自生しておりますが、平成20年代前半には生育状況が思わしくなかったことから、指定管理者である岩木振興公社が平成26年から令和5年までの10年間、青森県樹木医会に管理業務を再委託したことで桜の樹勢が回復いたしました。当初、10年間の管理業務で終了予定でありましたけれども、指定管理者のほうで引き続き桜の樹勢管理をする必要があると判断したため、今年度も引き続き青森県樹木医会に業務委託をし、管理を実施しております。なお、令和10年度まで行う予定だというふうに伺っております。

次に、指定管理業務の市の業績評価であります。現在の指定管理につきましては、特に令和2年度から令和4年度まで新型コロナウイルス感染症の影響もありまして、募集要項に定めた利用者数の目標値の達成ができませんでしたが、感染対策を含む施設管理に関しては、利用者からの大きなクレームなどもなく適正に実施していただいたものと考えております。

また、利用客からのニーズをしっかりと検討し、的確に実践していただいております。例えば、ペットとの宿泊の要望を受けて、ペット同伴プランを設けております。令和2年度は実績が22組だったところ、令和5年には83組まで利用者が着実に伸びております。

指定管理者である岩木振興公社は、当施設以外にも岩木山総合運動公園やアソベの森いわき荘、岩木山百沢スキー場などの運営も行っており、一体的な管理運営により業務の効率化や岩木山及びその周辺のコンテンツの魅力向上や発信を実施していただいているところでありますので、現在の指定管理期間を適正に管理運営していただいているものと評価してございます。

○6番（工藤賢生委員） 主な提案内容のところなのだけれども、一つ目の点の、宿泊者数として年間4,000人の利用を目標とするとあるけれども、今までの実際の利用者数はどういうふうになっているものですか。それに対して目標が4,000人になっているけれども、その辺はわかりますか。

○観光課長（早坂謙丞） 現在の実績を基に4,000人というふうに今回はしておりますけれども、先ほども申しましたとおり、令和2年度はコロナの影響もありまして、現在の指定管理期間の目標値が3,685人になっています。令和2年度の実績が2,236人、達成度が61%と非常に落ち込んでいるのですが、令和5年度については、目標値3,685人に対しまして、3,776人と上向

きになってございます。今回、指定管理を募集するに当たりまして、事業者側のほうから4,000人を目標に実施していきたいということでございましたので、これを市としても採用しているというようなところでございます。

○6番（工藤賢生委員） 今までの利用の方法、どのように活用されているかということに対して、三つ目の点の中でウオーキング体験とかがあるけれども、これは新しくやるということなのか、従来からあるのか、その辺はどうなっているものですか。

○観光課長（早坂謙丞） 今申し上げました利用者数というのが、こちらの資料にも書いておりますとお貸別荘の宿泊者数となっております。

この資料にあります自主事業の、例えば屋外のヨガですとかウオーキングというのは、これまででも実施しているというような内容になっております。

○6番（工藤賢生委員） 今までどおりやっていくということだな。

もう一つあるのだけれども、これは4月1日から3月31日までとなっていますよね。それで年間4,000人の目標になっているけれども、当然、春から冬を越えるまでだけれども、この4,000人の目標というのは、ある程度、雪が降る前までと雪が降ってからとで、その辺はどうなっていますか。

○観光課長（早坂謙丞） この年間の目標はあくまで4月1日から3月31日までのものとなっております。冬季間はロッジも9棟あるうち3棟くらいをスキー利用者のために開けてありますので、カウントされるというものになっております。（「利用はずっとあるということだな、分かりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（石岡千鶴子委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石岡千鶴子委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石岡千鶴子委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石岡千鶴子委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入替え〕

議案第103号 指定管理者の指定について（弘前市教育センター等）

○委員長（石岡千鶴子委員） 次に、議案第103号指定管理者の指定についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。教育部長。

○教育部長（成田正彦） 議案第103号弘前市教育センター等の指定管理者の指定について御説明いたします。

本議案につきましては、公募とした弘前市教育センター等、いわゆる弘前市総合学習センターの指定管理者の募集要項に基づき、応募があった1団体について弘前市指定管理者選定等審議会において審議した結果、指定管理者候補者として選定されたアップルウェーブ株式会社を指定管理者に指定しようとするものであります。

資料1を御覧ください。管理を行わせる施設の名称は、弘前市教育センター、弘前市立東部公民館及び弘前市学習情報館の複合施設である弘前市総合学習センターでありまして、指定の期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間となっております。

別紙1を御覧ください。別紙1は当該施設の指定管理者選定結果一覧表で、評価する主な5項目についてそれぞれ点数を配分し、指定管理者選定等審議会小委員会の委員7名が評価した点数を合計して、評点合計582点、100点満点換算で83.1点と高評点となっており、(3)の①利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果が特に高い評価となっております。本年10月2日に行われました指定管理者選定等審議会の審議において、これらの内容を基にアップルウェーブ株式会社が当該指定管理者候補者として選定されたものであります。

別紙2は、管理を行わせる施設の名称、面積などの概要や業務の内容、職員の配置基準、開館時間などとなっております。

説明は以上であります。

○委員長（石岡千鶴子委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○4番（三浦 行委員） 総合学習センターには三つの施設があつて、それぞれの参集人員はどうなっているのかお伺いします。

あと、指定管理者のアップルウェーブの評価と実績についてお伺いします。

○生涯学習課長（原 直美） 各施設の参集人員についてお答えいたします。総合学習センターの中にあります東部公民館、学習情報館、教育センターそれぞれの令和5年度の利用実績をお答えいたします。

令和5年度、東部公民館は、件数が1,412件、参集人員は3万1849名となっております。学習情報館は令和5年度、960件の利用で、参集人員は2万8101名となっております。教育センターにつきましては、令和5年度の利用件数は1,327件、参集人員は1万7750人となっております。参集人員については以上でございます。

あと、指定管理者のこれまでの実績についての評価でございますが、モニタリング等の結果から、指定管理については適正に実施されているものと評価しております。また、今回の申請におきましては、現在実施しているサービス向上のための職員研修を今後も行うということと、自主事業などについてもマンネリ化を防ぎ、新たな企画を考えようとするなどについて、評価指標についても8割をこちらのほうの指標としていたところ、9割を超える満足度を得たいという積極的な申請があつたことから、指定管理を行う上で適切な事業者として評価したものでございます。

○14番（畑山 聡委員） 公募とありますけれども、アップルウェーブのほかに応募したところはあつたのでしょうか、なかつたのでしょうか。

○生涯学習課長（原 直美） 応募でございますが、応募を行ったのはアップルウェーブ株式会社1者のみでございました。

○委員長（石岡千鶴子委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石岡千鶴子委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石岡千鶴子委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石岡千鶴子委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者一部入替え〕

議案第115号 弘前市教育関係職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

○委員長（石岡千鶴子委員） 最後に、議案第115号弘前市教育関係職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。教育部長。

○教育部長（成田正彦） 議案第115号弘前市教育関係職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

本案は、青森県職員の給与改定に準じ、教育関係職員の給料月額を改定するため、所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容であります。本条例は、教育委員会事務局の教育職職員に適用する給料表を別表のとおり改正するものであります。本条例の適用を受ける職員は、学校教育推進監、学校指導課長、教育センター所長、教育総務課総括主幹兼管理主事兼指導主事、学校指導課長補佐、指導主事、幼児ことばの指導員、会計年度任用職員の教育指導員、教育相談員及び幼児ことばの指導助手であります。

今回の改正は、若年層に重点を置いて給料表の給料月額を3,500円から2万9500円引上げ改定するもので、改正の影響を受ける教育関係職員は、再任用職員1名を含む正職員18名と会計年度任用職員13名の計31名となります。

次に附則であります。別表の最後のページに附則がございますので御覧願います。

附則第1項では、この条例は公布の日から施行する旨を定めております。

附則第2項では、改正後の別表の規定は、令和6年4月1日に遡って適用する旨を規定しております。

附則第3項では、既に支給された給与は、改正後の規定による内払いとみなして、本条例により改正され発生する差額分を支給する旨を規定しております。

附則第4項では、前項に定めるほか、必要な事項は教育委員会が定める旨を規定しているものであります。

以上で説明を終わります。

○委員長（石岡千鶴子委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○14番（畑山 聡委員） 非常に分かりやすい説明で、簡単に言えば学校から教育委員会に来た

方々ということなのだと思いますけれども。現場にいたときとこちらに来たときとで、給料面で何か違いがあるのかどうか。安くなるとか、高くなるとか、同じだとか。

○教育総務課長（高谷由美子） 給料面で変わりがあるのかということですが、県教育委員会から採用された指導主事につきましては、数年勤務した後、県のほうにまた戻ることが想定されておりますので、県に戻ったときにほかの教職員と差が出ないように、県にいたときの給料を維持していくような給与体系になってございます。

○6番（工藤賢生委員） そうなれば、県教育委員会の給料表と今のこの給料表とは全く同じということですか。

○教育総務課長（高谷由美子） 本案の弘前市教育関係職員の給料表につきましては、県に準じて定めておりますので、同じということになります。

○6番（工藤賢生委員） 今、部長のほうから2万幾らから3,000幾らまでの範囲で上がるということだけでも、パーセントにすれば大体何%くらい上がったということになるのですか。

○教育総務課長（高谷由美子） パーセントのほうはちょっと計算しないと分からないのですが、月額で申し上げますと、指導主事のほうの一番高い方で、これは幼児ことばの指導員になるのですが、こちらが1万3200円。指導主事の中で一番差額が低い方が4,300円というふうになります。

今回の改定につきましては、若年層へ重きを置いて改定されておりますので、要は若い方のほうが引上げが大きいということでございます。

○委員長（石岡千鶴子委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石岡千鶴子委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石岡千鶴子委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石岡千鶴子委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前10時25分 散会】